

The
Rotary
Foundation



地区補助金プロジェクトの申請について

ロータリー財団補助金委員会 菊池 一行

地区補助金（D G）の概要と予算

◆地区補助金概要

クラブは、ロータリーの使命に関連する地元地域や海外の地域社会のニーズに取り組む比較的小規模で短期の活動やプロジェクトを行うにあたって、第2590地区ロータリー財団委員会に地区補助金を申請することができます。補助金はロータリー財団より地区に一括して支払われ、地区の裁量で各クラブへの補助金額を決定・運用します。したがって補助金使用の全責任は地区とクラブにあります。

◆地区補助金の地区予算

地区補助金の財源は、3年前の年次基金寄付と恒久基金運用益による地区財団活動資金（DDF）の50%ですが、2020-21年度は60%です。

地区補助金の申請の前に①

◆申請の前に

クラブは、プロジェクトを企画・立案する際に、ロータリー財団地区補助金とグローバル補助金「授与と承諾の条件」を遵守しなければなりません。

そしてプロジェクトがこの条件を満たしているかを確認してください。

「My Rotary」の中の「ロータリー財団」→「地区補助金」→「授与と受託の条件」にて詳細を確認することができます。また補助金を申請するには、クラブとして以下の2点を満たしていることが前提条件となります。

- ①地区ロータリー財団補助金管理セミナーに出席していること
- ②地区にクラブ参加資格認定の覚書（MOU）を提出していること

地区補助金の申請の前に②

◆ロータリー財団による制約事項

- ① 特定の政治的、宗教的見解を推進する活動、宗教活動は不可
- ② 土地や建物の購入、建物の新たな建設等は不可（但し、橋・太陽光パネル・道路・電力供給網等を含む建設は可。既存の建物の増築・改修も可。）
- ③ プロジェクト受益者や協力団体への単なる金銭的支援は不可
- ④ ロータリー財団の審査・承認前に既に経費が発生した活動は不可
- ⑤ ロータリーのロゴマークは規定に則り正確に使用
- ⑥ プロジェクトに関与するクラブの会員が、実施に当たりいささかなりとも利益・恩恵を受けることは不可
- ⑦ 支援先が異なる場合も同一プロジェクトの申請は3年度まで

地区補助金の申請の前に③

◆申請にあたり第2590地区で定めているルール

- ①申請は1クラブにつき1プロジェクトのみ。
- ②補助金の上限3,000ドル、但し、プロジェクト総額20%はクラブにて負担。
例：3,000ドルの補助金を受けるには、3,750ドル以上のプロジェクトとなる。
プロジェクトの総額に制限はありません。
- ③補助金金額は地区にて決定します。
- ④プロジェクト選考にあたり、実施年度のDDFへの寄付績が考慮される可能性があります。
1人あたりの目標額150ドル以上（2020-21年度）を達成したかどうか実施年度のプロジェクト選考に影響することになります。

第2590地区による制約事項

ロータリー財団が設けた制約事項に当たらなくとも、当地区では推奨されない、あるいは認められない制約事項があります。

- ①地区補助金を使用した他クラブとの合同プロジェクトは、当地区としては推奨しません。
仮に合同プロジェクトを立案しても1プロジェクトとしてカウントし、3,000ドルの最高授与額を適用します。
- ②過去に補助金を使用して支援した同一支援先へのプロジェクトは不適格とします。新規プロジェクトの企画を推奨します。
- ③周年行事への補助金使用は認めておりません。
- ④ロータリアンが積極的にプロジェクトに関与、参加しなければなりません。

申請スケジュール

- ①12月10日 第2590地区が開催する「ロータリー財団補助金セミナー」に参加
その後、覚書（MOU）に署名
- ②2月1日 「地区補助金対象プロジェクト申請書」を配信、申請受付開始
- ③4月中旬～ 補助金委員会において、申請クラブ全てを対象に予備審査を開催
- ④5月上旬～ 地区補助金本審査の開催・承認
- ⑤5月中旬 地区がロータリー財団（TRF）へ申請書を提出
- ⑥8月下旬 ロータリー財団（TRF）より地区への入金を確認後、クラブへ地区補助金を送金
- ⑦9月～ プロジェクト開始
- ⑧プロジェクト終了時 事業終了後1ヶ月以内に地区に対して「完了報告書」を提出
- ⑨5月中旬 地区よりロータリー財団（TRF）へ最終報告書を提出

申請書

第2590地区「地区補助金対象プロジェクト申請書」に事業活動の内容などを漏れなく記入のうえ、見積書を添付して申請してください。

見積書の宛先は、提唱クラブでなければなりません。

また見積書をはじめ添付書類が他言語の場合は日本語訳が必要です。

地区補助金の申請書のフォーマットは、ガバナー事務所より申請クラブにメールにてお送りしますので、直接入力してください。

作成した申請書は、必ずクラブで1部を保管してください。

保管期間は5年間です。

その他の書類の保存期間はMOUに従ってください。

利害の対立の回避と可能性の開示

ロータリアンは、補助金活動から直接的・間接的利益を受けることはできません。

ロータリアンの経営する団体や企業からやむを得ない理由で補助金より商品やサービスを購入する場合は、その旨を申請書に記載してください。また公正なプロセス（相見積りや入札）を経てロータリアンの企業の商品やサービスを購入する場合も申請書に記載し、少なくとも当該企業を含む3件以上の相見積書を添付してください。

支援先がロータリアンの運営する団体や施設で、当該ロータリアンが受益者でない場合には補助金活動が認められますが、これを申請書に開示してください。

また、このロータリアンはプロジェクトに直接関与することはできません。

地区補助金口座

クラブは地区補助金専用口座（無利息普通口座）を開設し、複数の補助金が同一の口座に混在しないよう注意してください。

口座名は地区補助金専用とわかるものが望ましく、地区補助金とともにクラブの拠出金も一旦口座に入金してください。

地区補助金とクラブの拠出金を他の口座に振り替えずに、活動に要する全ての入出金を地区補助金口座により行い、通帳に記録します。

少なくとも2名以上の会員が地区補助金口座の入出金を管理しなければなりません。

活動や予算の変更

地区補助金は、実施に先立ってロータリー財団より承認された活動のみに使用しなければなりません。

承認後にやむを得ず活動の内容を変更する場合や、プロジェクトの内容（寄贈物品の種類や寄贈先、予算、活動内容など）の変更は、その多寡にかかわらず、事前に地区ロータリー財団補助金委員会に連絡のうえ承認を受けてください。

なお、新型コロナウイルス感染症流行や災害その他のやむを得ない事情により、地区補助金対象プロジェクトが中止もしくは延期となってしまうことが予想されますの、詳細については後ほどご説明させていただきます。

報告書

クラブはプロジェクト終了後、1か月以内に「地区補助金プロジェクト完了報告書」を補助金委員会宛に提出します。

報告書のフォーマットは申請書と同様にガバナー事務所より、申請クラブにメールにてお送りしますので、直接入力してください。

報告書には以下の添付書類が必要です。

- ①領収証原本（コピーは不可）他言語の場合は日本語訳を添付
- ②補助金専用口座（無利息普通口座）の通帳の表紙・入出金の記載のある全ページ（残金0円のもの）のコピー
- ③写真・広告紙掲載の場合は、現物もしくはコピー
- ④受益者からの感想など

地区補助金プロジェクトの運用について

※新型コロナウイルス感染症流行や災害その他のやむを得ない事情により、地区補助金対象プロジェクトが中止もしくは延期となってしまう可能性が予想されます。

そこで…

地区補助金プロジェクトによって各クラブが受領した補助金につきまして、次の通りの運用といたします。

地区補助金プロジェクトの運用について①

対象プロジェクトが中止となった場合について (次年度の開催がないまたは未定の場合)

◆災害・紛争その他の変乱、感染症流行の場合

- ・中止決定以前に既に支払ったプロジェクト費用についての返還は求めない。
- ・プロジェクト参加者、プロジェクト対象施設等に対して予定されていた寄贈物品等の授与を認める。
但し、寄贈したことがわかる証跡（写真）を報告書とともに提出すること。
- ・受領した補助金から上記のプロジェクト費用を差し引いた金額を地区に返還すること。
- ・次年度の地区補助金対象プロジェクトとして、同一支援先を再度指定することができる。
- ・中止の理由、決定時期、決定にあたりどの受益者と意見交換を持ったか報告を行うこと。
- ・中止の決定については、中止の決定から1ヶ月以内に地区に報告すること。

地区補助金プロジェクトの運用について②

対象プロジェクトが中止となった場合について
(次年度の開催がないまたは未定の場合)

◆災害・紛争その他の変乱、感染症流行以外の場合

・受領した補助金は全額を地区に返還すること。

地区補助金プロジェクトの運用について③

対象プロジェクトが翌年度以降に延期となった場合について（次年度の開催がある場合）

◆災害・紛争その他の変乱、感染症流行の場合

- ・延期決定以前に既に支払ったプロジェクト費用についての返還は求めない。
- ・プロジェクト参加者、プロジェクト対象施設等に対して既に寄贈した物品等がある場合は寄贈を認める。
但し、寄贈したことがわかる証跡（写真）を報告書とともに提出すること。
- ・受領した補助金から上記のプロジェクト費用を差し引いた金額を地区に返還すること。
- ・受領した地区補助金を使用していない場合は、全額を地区に返還すること。
- ・次年度の地区補助金対象プロジェクトとして、同一支援先を再度指定することができる。
- ・延期の理由、決定時期、決定にあたりどの受益者と意見交換を持ったか報告を行うこと。
- ・延期の決定については、延期の決定から1ヶ月以内に地区に報告すること。

地区補助金プロジェクトの運用について④

対象プロジェクトが翌年度以降に延期となった場合について（次年度の開催がある場合）

◆災害・紛争その他の変乱、感染症流行以外の場合

・受領した補助金は全額を地区に返還すること。

The
Rotary
Foundation



**引き続き、地区補助金プロジェクトへのご理解とご協力をお願いいたします。
ご清聴ありがとうございました。**